特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成25年５月14日までに北陸財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21731001228②井波　一明③井波　一明④富山県高岡市丸の内７―11

①21731001262②有限会社一嶋きもの③一嶋　節代④富山県氷見市伊勢大町２―１―31

平成 25 年４月 15 日

北陸財務局長　篠原　　寛

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　合同会社モダンデザインラボラトリー

２．住所　福井県福井市文京四丁目５番23号

３．代表者の氏名　松永　幹廣

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号北陸財務局長（金商）第22号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年10月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて北陸財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年４月 15 日

北陸財務局長　篠原　　寛

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社Joule

２．住所　大阪府大阪市淀川区西中島６－９－20新大阪ＧＨビル２Ｆ

３．代表者の氏名　清水　　崇

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第288号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年10月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年４月 15 日

近畿財務局長　池田　篤彦

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社丸美

２．住所　福岡県福岡市中央区大名二丁目４番５号

３．代表者の氏名　金丸　千年

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号福岡財務支局長（金商）第34号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年10月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて福岡財務支局理財部金融監督第三課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年４月 15 日

福岡財務支局長　御園生　功

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、平成25年２月７日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 25 年４月 15 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

平成23年発生　直轄災害復旧　芳賀台地地区事業

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 15 日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　処分をした年月日　平成25年３月22日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　松原　多七　第4854号

３　処分の内容　平成25年４月22日から平成25年６月21日まで２月、確認検査の業務を行うことを禁止する。

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画が建築基準法第48条第３項の規定に適合していない（敷地の過半が第一種中高層住居専用地域の敷地における事務所の増築である）ことを見過ごし、また、当該建築計画が、建築基準法第68条の２第１項の規定に基づく、知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第６条の規定に適合していない（建築物の外壁面等から道路境界線までの距離は１メートル以上でなければならないにも関わらず１メートルに満たない）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人が辞任したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

平成元年（家）第８５号

岩手県久慈市小久慈町第30地割17番地

申立人　柏木　秀文

本籍岩手県久慈市小久慈町第30地割22番地の１、最後の住所青森県八戸市大字新井田字木戸場20番地、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日昭和39年12月29日、出生の場所岩手県南九戸郡小久慈村、出生年月日明治23年７月28日、職業無職

被相続人　亡　上野　スミ

事務所岩手県久慈市川崎町12番18号　ＹＫビル１階久慈ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤　　拓

盛岡家庭裁判所久慈出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第２４１号

北海道帯広市東８条南８丁目１番地

申立人　中島　和典

本籍北海道河西郡中札内村大通南３丁目39番地、最後の住所北海道河西郡中札内村西１条南２丁目４番地、死亡の場所北海道帯広市、死亡年月日平成24年５月16日、出生の場所北海道河西郡中札内村、出生年月日昭和27年７月29日、職業無職

被相続人　亡　一橋　典子

催告期間満了日　平成25年10月25日

釧路家庭裁判所帯広支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第９４０号

東京都足立区栗原１丁目６番５号

申立人　小倉　正二

本籍兵庫県宝塚市山本野里２丁目12番、最後の住所熊本県熊本市北区高平３丁目44番27―1001号サンリラ清水町

不在者　小倉　伸一

昭和29年９月９日生

届出期間満了日　平成25年７月１日

熊本家庭裁判所

平成２５年（家）第２２号

熊本県菊池郡菊陽町大字辛川1848番地

申立人　米満　智子

本籍兵庫県宝塚市山本野里２丁目12番、最後の住所熊本県熊本市北区高平３丁目44番27―1001号サンリラ清水町

不在者　小倉喜和子

昭和26年９月３日生

届出期間満了日　平成25年５月31日

熊本家庭裁判所